

| 給付の種類 | A類疾病の定期接種・臨時接種 | | B類疾病の定期接種※請求期限あり | |
|----------------------------|---|---|--|--|
| | 【A類疾病】 ・ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎(ポリオ)・ B型肝炎・Hib感染症・小児の肺炎球菌感染症・結核 (BCG)・麻しん、風しん・水痘・日本脳炎・ヒトパピ ローマウイルス(HPV)感染症・ロタウイルス・新型コロナ ウイルス感染症(令和6年3月31日までに接種を受けた方) | | 【B類疾病】 ・季節性インフルエンザ(高齢者)・高齢者の肺炎球菌感 染症・新型コロナウイルス感染症(令和6年秋冬以降に定 期接種として受けた方) | |
| | 内容 | 給付額 | 内容 | 給付額 |
| 医療費及び医療手当 (医療手当のみの請求も可) | 予防接種を受けたことによる疾病につ いて受けた医療に要した費用およびそ の入院通院等に必要な諸経費を支給。 | <医療費> 保険適用の医療に要した費用から、健康 保険等による給付の額を除いた自己負 担分及び入院時食事療養費標準負担額 等。 ※差額ベッド代・薬の容器・文書料等の 保険適用外のものは対象外 <医療手当>(月額) 1ヶ月の間に 通院3日未満 35,800円 通院3日以上 37,800円 入院8日未満 35,800円 入院8日以上 37,800円 入院と通院がある場合 37,800円 | 予防接種を受けたことによる疾病につ いて受けた医療に要した費用およびそ の入院通院等に必要な諸経費を支給。 (入院を要すると認められる場合に必要 な程度の医療に限る。) | <医療費及び医療手当> A類疾病の額に準ずる。 ※入院を要すると認められる場合に必 要な程度の医療に限る。 |
| 障害児養育年金(年額) | 予防接種を受けたことにより政令別表第 1に定める程度の障害の状態にある18 歳未満の者を養育する者に支給。 | 1級 1,617,600円 2級 1,293,600円 ※条件により介護加算あり。 ※特別児童扶養手当等の額を除く。 | | |
| 障害年金(年額) | 予防接種を受けたことにより政令別表第 2に定める程度の障害の状態にある18 歳以上の者に支給。(障害児養育年金か ら移行する場合も改めて障害年金の認 定が必要。) | 1級 5,175,600円 2級 4,138,800円 3級 3,104,400円 ※条件により介護加算あり。 ※障害基礎年金等の額を除く。 | 予防接種を受けたことにより政令別表第 2に定める程度の障害の状態にある18 歳以上の者に支給。(3級はなし。) | 1級 2,875,200円 2級 2,299,200円 |
| 死亡一時金 | 予防接種を受けたことにより死亡した者 の配偶者又は同一生計の遺族に支給。 | 45,300,000円 ※障害年金の受給期間により額の調整 あり。 | | |
| 遺族年金(年額) | | | 予防接種を受けたことにより死亡した者 が生計維持者の場合にその遺族に支給。 | 2,514,000円 ※10年間を限度として支給。障害年金 の受給期間により支給期間の短縮あり。 |
| 遺族一時金 | | | 予防接種を受けたことにより死亡した者 の配偶者又は同一生計の遺族に支給。 | 7,542,000円 |
| 葬祭料 | 予防接種を受けたことにより死亡した者 の葬祭を行う者に支給。 | 212,000円 | 予防接種を受けたことにより死亡した者 の葬祭を行う者に支給。 | A類疾病の額に準ずる。 |

(2024年3月改訂)

※接種時期等により、金額が異なる場合がございます。

※これまでの給付額は、予防接種健康被害救済制度について(厚生労働省ホームページ)の給付額の項目をご覧ください。